2026 年 11 月 16 日

お客様　各位

株式会社島根銀行

「定期預金共通規定」の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊行では預金業務のさらなる適切化を図ることを目的に「定期預金共通規定」を改定いたします。

当行は、今後もお客様に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

記

1. 改定内容

※改定箇所のみ記載しております。

改定前	改定後
【定期預金共通規定】 ～省略～ **6（通知等）** （1）届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ～省略～	**【定期預金共通規定】** ～省略～ **6（通知等）** （1）届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 （2）お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行所定の方法および時期に、この預金を解約することができます。また、本項の定めに従い中途解約する場合のこの預金の利率については、約定利率を適用するものとします。 ①お支払いの停止または破産、強制執行、特定調停もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合、または任意整理を開始した場合 ②預金その他の当社に対する債権について、債権執行手続き、保全手続き等の通知が送達された場合 ～省略～

2.改定日

２０２６年１２月１日(火)

以上